工事等

令和８・９年度 菊池市小規模工事等契約希望者登録申請の手引き

菊池市役所　財政課 契約検査係

令和８・９年度菊池市小規模工事等契約希望者登録申請をされる方は、以下の要領に沿って申請してください。

(1)　対象者

登録することができる者は、次のいずれかに該当する事業者であり、かつ、その代表者が菊池市に住民登録がある者とする。

① 本社所在地が菊池市内である法人事業者
② 菊池市内に事業所を有している事業者

(2)　申請できない者

① 成年被後見人及び被保佐人並びに破産者で復権を得ていない者
② 菊池市競争契約入札心得に基づく入札参加資格者名簿（工事）に登録されている者（使用人含む。）
③ 希望する業種を履行するための必要な資格又は免許を有しない者
④ 市税を滞納している者
⑤ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第２条第６号に規定する者
⑥ その他契約の相手方として不適当であると認められる者

(3) 対象工事

設計金額又は予定価格が 50 万円以下の工事又は修繕等

(4)　申請に必要な書類

① 登録申請書（様式第１号）　　※３業種まで登録できます。
② 申請に必要な資格・免許の写し
③ 経験年数証明書（様式第２号）
※申請する業種に必要な資格を保有していない場合のみ提出
④ 誓約書兼役員照会同意書（様式第３号）
⑤ 住民票（法人の場合は、法務局発行の現在事項全部証明書または履歴事項全部証明書が必要）
（写しも可　※申請日から３ヶ月以内のものを提出してください。）
⑥ 市税の未納がない証明書（法人の場合は、法人の未納がない証明書※代表者の証明書は不要）
（写しも可　※申請日から３ヶ月以内のものを提出してください。）

(5)　申請書の設置場所

①　菊池市役所　財政課 契約検査係

②　菊池市ホームページ（入札情報）

(6)　申請書方法及び提出先

いずれかの方法で申請提出ください。

①　書面を持参する場合・・・菊池市役所本庁舎 2 階 財政課 契約検査係　まで

②　書面を郵送する場合・・・〒861－1392　菊池市隈府 888 番地
菊池市役所 財政課 契約検査係　宛て

③　電子申請で申請する場合
菊池市ホームページに掲載の Logo フォームから申請してください。
https://logoform.jp/f/Quqc2

(7)　受付期間

令和８年２月１日（日）から令和８年２月２８日（土）まで

①　書面を持参する場合・・・・土、日、祝祭日を除く午前９時から
午後４時までに来庁ください。
（ただし、正午から午後１時までを除く）

②　書面を郵送する場合・・・・期間内に必着するよう郵送ください。

③　電子申請で申請する場合・・期間中 24 時間申請受付できます。

※追加申請は随時行っております。

(8)　有効期限・・・令和８年４月１日から令和１０年３月３１日まで（２年間）

(9)　その他

・登録決定者は登録者名簿に記載し、財政課で閲覧に供します。
・登録者は小規模工事等における見積選定の対象となりますが、必ずしも見積の指名や契約を約束するものではありません。
・申請事項の変更（代表者、商号、住所等）があった場合は、速やかに変更届（様式第４号）に必要事項を記入し、財政課契約検査係へ提出して下さい。

(10)　問い合わせ先

申請方法やその他、不明な点がありましたらご連絡ください。

菊池市役所 財政課 契約検査係　　担当：村上、竹下

ＴＥＬ：0968-25-2016、ＦＡＸ：0968-25-5720